



認知症予防のために

超高齢社会になり、認知症の方も増えてきています。もしも自分が、もしも家族が、認知症になった場合、このまま安心して生活ができるでしょうか。

ふらりと自宅から出て行ったまま行方不明になったというニュースを聞くようになり、最近では、地域ぐるみで認知症の対応を考えよう！という機運が高まってきています。

今年度、いきいき高齢課では認知症地域支援推進員を配置しました。認知症地域支援推進員とともに、認知症の方や認知症の方のご家族に対する支援など、認知症に関するさまざまな事業を実施していきます。認知症に関する主な事業は次のとおりです。

【認知症に関する主な事業】

<p>介護予防教室</p>	<p>老人クラブやふれあいサロンからの依頼で講師を派遣する介護予防教室や、地区公民館などで介護予防教室を開催しています。</p>
<p>認知症サポーター養成講座</p>	<p>認知症を正しく理解し、認知症の方やご家族を温かく見守る応援者として認知症サポーターを養成しています。地域での支援の輪を広げる活動で、現在、市内のサポーター数は7,800人を超えました。 <u>この講座を受講された方には「オレンジリング」を、さらには事業所などには「認知症サポーターがいます」というステッカーをお渡ししています。</u>学校や企業、老人クラブなどからの講座の依頼も増えています。受講希望があれば、いきいき高齢課にご相談ください。 ※本紙12ページでは講座のご案内をしています</p>
<p>相談窓口の充実</p>	<p>高齢者のことで困っていることがありましたら、相談窓口の地域包括支援センターにお声かけください。その他、在宅介護家族の会(事務局・社会福祉協議会 ☎(22)8136)があります。悩みを話す場としてご活用ください。</p>



【相談窓口】 地域包括支援センター（お住まいの地域の包括支援センターへ）

さの社協	☎(22)8129	佐野・堀米・旗川・吾妻
佐野市医師会	☎(20)2011	植野・界・犬伏
佐野市民病院	☎(22)8281	赤見・田沼
くずう	☎(84)3111	葛生

■ 問合せ = いきいき高齢課
 ☎(20)3021



人と人のつながりが、認知症を遠ざけ、健やかな暮らしを手助けします

～老人クラブやふれあいサロンにご参加ください～

人とコミュニケーションすることで、「楽しい」「うれしい」といった刺激が「脳にとっての栄養」となっているとされており、この刺激は認知症予防のための重要な要素のひとつです。またより多くの方と会話をすることで、効果も高くなります。そこで老人クラブやふれあいサロンで、一緒につながりを広げてみてはいかがでしょうか。

8月現在、市内では老人クラブが130カ所、ふれあいサロンが96カ所で活動を行っており、老人クラブでは「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を柱として仲間と共に活動しています。

また、閉じこもりや意欲の低下を防ぐために、お茶飲み場のような場所を提供し、世間話や軽い体操をして気分転換ができる「ふれあいサロン」事業も行っています。

老人クラブやふれあいサロンはお試し体験もできますので、一度、活動に参加してみませんか。



約380人が参加し、7月に行われた老人クラブのスポーツ大会

■問合せ＝いきいき高齢課 ☎(20)3021

「存じですか！佐野市の高齢者福祉制度」

市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、いろいろな事業で生活を支援しています。ぜひご利用ください。
申請・各種手続きには、印かん・身分を証明するもの・介護保険証などの提示をお願いする場合があります。

【生活支援事業】

○高齢者福祉タクシー券の交付

通院時のタクシー利用料金を一部助成します。

※400円の助成券を年間60枚交付（6カ月ごとの有効期限あり）

▼対象Ⅱ

①75歳以上の方

②70歳以上75歳未満の方で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

※年齢は①・②のいずれも翌年3月31日時点でのものです

○市営バス寿券の交付

市営バス乗車運賃を一部助成します。

※150円の助成券を年間40枚交付

▼対象Ⅱ 70歳以上の方

※年齢は翌年3月31日時点でのものです

○乳酸飲料・愛のひと声事業

安否確認と健康増進のために乳酸飲料（週に4本）を手渡し

で支給します。

▼対象Ⅱ 75歳以上のひとり暮らし

して安否の確認が必要な方

※同一敷地内に親族がいる場合は、ひとり暮らしとはみなしません ※佐野市高齢者緊急通報装置の貸与を受けていない方

※民生委員の証明が必要です

○高齢者軽度生活援助事業

市がシルバー人材センターに委託し、除草、清掃など軽易な日常生活上の支援を行います。

▼対象Ⅱ 世帯員全てが65歳以上で、要支援1以上の介護認定を受けている世帯

▼利用料Ⅱ 作業員1人1時間350円（年間20時間まで。材料費などの利用者負担あり）

【介護者支援事業】

○紙おむつ券の給付

紙おむつ購入代金の一部を助成します。

※2千円券を月に1枚交付

▼対象Ⅱ 65歳以上で寝たきりや

認知症のため、在宅で6カ月以上、常におむつを使用し、介護認定を受けている方（寝たきり：要介護3以上、認知症：要介護1以上の方）

○在宅介護者介護手当の支給

在宅で高齢者を介護している方に手当を支給します。（所得制限あり）

▼対象Ⅱ 寝たきりや認知症のため介護が必要な65歳以上の方と同居し、6カ月以上継続して介護している方（該当の可否は所定の診断書により認定します）

※このほかに「はり・きゅう・マッサージ券の交付」などがあります

詳細はお問い合わせください

☎(20)3021

いきいき高齢課

